

法人税法

本試験問題

【第一問】問1

次の【資料】に基づき、内国法人であるA株式会社（年1回3月末決算法人。清算中の法人ではない。以下「A社」という。）の当期（令和6年4月1日～令和7年3月31日）における留保金課税に係る課税上の取扱いについて、その法的な理由を付して説明しなさい。なお、資料に記載された内容以外の事項については考慮する必要はない。

【資料】

- A社の当期末における資本金の額は80,000,000円であったが、期中に行われた増資により、当期末の資本金の額は200,000,000円となった。
- A社の当期末における株主等の状況は次のとおりである。

株主	株式保有割合	摘要
B（個人）	30%	
C（個人）	25%	
D株式会社	20%	D株式会社の発行済株式の全ては、親族関係にない多数の個人に保有（各保有割合1%以下）されている。
E株式会社	10%	E株式会社の発行済株式数の全ては、Bに保有されている。
F（個人）	10%	Bの配偶者。
A社	5%	自己株式として保有。

【第一問】問2

製造業を営む内国法人であるV株式会社（年1回3月末決算法人。清算中の法人ではない。以下「V社」という。）は、当期（令和6年4月1日～令和7年3月31日）中に発生した台風による土砂崩れの影響でその保有する工場が被害を受け、工場に保管していた商品Wが著しく損傷したほか、工場に設置していたV社所有の機械装置Xの一部が破損し、車両Yが滅失した。この場合において、次の(1)～(3)の事実関係が生じたときのV社の当期における課税上の取扱いについて、その法的な理由を付してそれぞれ説明しなさい。なお、選択できる方法が複数ある場合には、課税所得金額の計算上、V社に最も有利となる方法によること。

- 著しい損傷により商品Wの価額がその帳簿価額を下回ることとなった。
- 破損した機械装置Xの破損部分の機材の取替えに要する費用を当期において支出した。

【第二問】

【資料1】資本の払戻しに関する事項

当社は、令和7年2月28日にA社にその他資本剰余金を原資とする金銭配当38,000,000円を行った。この資本の払戻しの際に当社は、資本金の額を20,000,000円減少させ、その他資本剰余金に振り替えた上で同額の資本剰余金を減少させて資本の払戻し処理を行った。なお、当社の前期末における税務上の簿価純資産額は114,000,000円であり、資本の払戻し直前の資本金等の額は85,000,000円である。

TAC予想問題

●実力実力完成答練 第3回【第一問】問1

- 甲株式会社（以下「甲社」という。）は期末資本金の額が3,000万円の内国法人であり、その発行済株式総数の90%を乙株式会社（資本金の額が5億円の内国法人。以下「乙社」という。）が、残りの10%を個人丙が保有している。なお、乙社の発行済株式は全て個人丙が保有している。
特定同族会社の意義を述べた上で、甲社が特定同族会社に該当するか否か説明しなさい。
なお、被支配会社の意義については説明不要とする。

●直前予想答練 第1回【第二問】問2

当社の当期末における株主等は以下のとおりである。

氏名	続柄	役職	備考
A氏	—	代表取締役社長	2,000株
B氏	A氏の兄	監査役	0株
C氏	A氏の友人	取締役副社長（営業担当）	1,100株
D氏	C氏の妻	取締役経理部長	100株
E社（注）	—	—	800株
合計			4,000株

（注）E社は資本金20億円の内国法人であり、被支配会社に該当しない。

問2

当社の当期末における同族会社及び特定同族会社の判定を行いなさい。

●直前予想答練 第3回【第一問】問1

- 甲社が有するB建物は、営業所として利用している建築年代の古い木造建物で、当期に発生した地震の揺れにより甚大な被害を受け著しく損傷した。そこで、甲社はB建物の帳簿価額15,600,000円と当期末の時価9,600,000円との差額6,000,000円を評価損として計上した。
甲社が計上したB建物の評価損が当期の損金の額に算入されるかどうか、その理由も合わせて答えなさい。

●直前対策テキスト 2-1【問題②】

甲社は、当期（自令和6年4月1日至令和7年3月31日）において風害により、工場建物（平成27年7月取得）の一部が損壊した。このため、この建物の修繕にあたり、二次災害を防止する目的で補強工事を実施し、その補強工事に係る800万円を支払い修繕費として経理した。
この建物について評価損は計上していない。
また、甲社では、被害を受けなかった本社の塀（平成28年10月取得の構築物であり、取得価額は1,200万円である。）についても災害防止のための工事を実施し、支出額600万円を修繕費として経理している。
この塀の増強工事は、法人税法施行令132条に規定する資本的支出に該当するものである。
これらを前提に、甲社の支出した修繕費について、法人税の損金算入に対する取扱いをその理由とともに簡潔に述べなさい。
なお、甲社は償却方法として定率法を選定しており、いずれの工事も当期中にすべて完了し、事業の用に供している。

●直前対策補助問題 第4回【第二問】

問2

内国法人Z株式会社（以下「Z社」という。）は、当期（自令和6年4月1日至令和7年3月31日）において資本金を10,000,000円減少させて、その他資本剰余金に振り替えるとともに、当該その他資本剰余金を同額減少させて、配当を支払った。Z社はこの他、前期末配当30,000,000円、当期末配当35,000,000円の支払いがあるものとする。

なお、当期利益は100,000,000円で、前期末時点の純資産の帳簿価額は500,000,000円で、Z社の当期における別表5（一）Ⅱの①欄の金額は次のとおりである

【第二問】

【資料2】法人税等及び租税公課に関する事項

- ① 前期の決算において計上した未払法人税等2,525,500円については、当期における納付時に全額を取り崩したが、その内訳は法人税及び地方法人税1,404,300円、住民税353,600円及び事業税767,600円である。また、当社は「確定申告書の提出期限の延長の特例」の適用を受けており、これに伴い納税した利子税3,000円及び延滞金1,500円は、当期に費用処理している。
- ② 中間申告分の法人税及び地方法人税702,100円、住民税176,700円及び事業税383,700円並びにこれらに係る延滞税5,800円及び延滞金3,700円は、当期に費用処理している。
- ③ 当期の確定申告において納付することとなる法人税及び地方法人税2,686,100円、住民税345,900円及び事業税464,800円の合計額を未払法人税等として当期に費用処理している。

●実力実力完成答練 第3回【第二問】

- (2) 当期において次の租税公課を納付し、費用として計上している。

① 当期中間申告分法人税額及び地方法人税額	2,000,000円
② 当期中間申告分住民税額	400,000円
③ 当期中間申告分事業税額	800,000円
④ 預金利子につき源泉徴収された所得税額等	25,525円
⑤ 前期確定申告分法人税額及び地方法人税額に係る利子税	10,000円
⑥ 前期確定申告分法人税額及び地方法人税額に係る延滞税	5,000円
⑦ 印紙税（過怠税55,000円を含め）	300,000円

【第二問】

【資料3】寄附金に関する事項

当期に寄附金として費用処理した金額の内訳は、次のとおりである。また、所得の金額の計算に関する明細書（別表4）の「仮計」の額は20,000,000円である。なお、他の資料には、寄附金に関する課税上の問題はない。

支出年月日	寄附先	寄附金額	備考
令和6年5月10日	地元町内会	18,000円	お祭りの寄附。他に町内会費として10,000円を支払った。
令和6年7月6日	NPO法人●●会	200,000円	●●会の運営資金として寄附した。
令和6年9月29日	地元の中学校野球部	300,000円	代表者の息子の全国大会出場祝い。
令和6年10月21日	赤い羽根共同募金会	5,000円	財務大臣による指定を受けている。
令和6年12月17日	日本赤十字社	120,000円	
令和7年1月16日	大地震の影響を受けて開設された避難所	1,060,000円	得意先の従業員が避難している避難所に対して救援物資として供与した当社の備蓄品の購入価格。
令和7年3月28日	社会福祉法人○×会	500,000円	○×会の施設整備代として翌期の支払を約束して未払計上した。
合 計		2,203,000円	

●実力実力完成答練 第3回【第二問】

【資料2】寄附金勘定に関する事項

当期の寄附金勘定として損金経理されている金額2,700,000円の内訳は下記のとおりである。

支出日	支出先	損金経理額	備考
令和6年4月10日	社会福祉法人	100,000円	
令和6年7月7日	取引先E社	800,000円	甲社が200万円取得した甲社社名入りの陳列棚（耐用年数6年）を取引先に120万円で譲渡したことにより生じた費用である
令和6年9月27日	日本学生支援機構	300,000円	学資の貸与に充てられるものである
令和6年11月3日	赤い羽根共同募金会	500,000円	
令和7年2月15日	特定公益信託	1,000,000円	認定特定公益信託に該当しない特定公益信託の信託財産とするために支出した金額の額である

【第二問】【資料4】

- ④ 当社と完全支配関係にある子会社E社に対する売掛金11,300,000円について子会社支援のため、合理的な再建計画に基づき全額を貸倒損失として費用処理した。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響により取引先のF社は急激に業績不振に陥ったため、F社に対する貸付金12,000,000円（時価5,200,000円）をF社に現物出資して、全額を投資有価証券勘定に振替処理した。この現物出資は、F社の合理的な再建計画に基づき当社の損失を軽減するために行ったものである。なお、この現物出資は、適格現物出資に該当しない。

●直前予想答練 第1回【第二問】

- ② 関連会社G社に対する貸付金 10,000,000円
 - イ 当社は取引関係の拡大のため、数年前にG社株式の10%を取得し、同時期にG社に対して10,000,000円を貸し付けている（利息の計上は適正に行われている）。
 - ロ G社が昨年来急激な業績悪化により債務超過状態に陥ったため、G社の倒産防止のため金融機関等利害の対立する複数の利害関係者との協議による合理的な再建計画が策定されることとなった。
 - ハ 当社は上記ロの再建計画の定めるところにより、貸付金の20%相当額である2,000,000円をやむを得ず放棄した。
 - ニ 貸付金の残額8,000,000円については、G社に貸付債権の現物出資を行い、G社株式を取得した。なお、この現物出資は適格現物出資に該当するものではなく、当該貸付金の時価は4,000,000円であった。

【第二問】【資料6】

- (注4) 器具備品Lは、令和7年3月1日に購入したパソコン4台の合計額（一台当たり122,400円）であり、購入後は直ちに事業の用に供して全額を費用処理した。
- なお、前期首に取得した器具備品M（1台150,000円）については、一括償却資産として資産計上していたが、故障のため未償却額の100,000円を除却損として当期に費用処理した。他に前期及び前々期に取得した一括償却資産はない。

●直前対策補助問題 第8回

5. 一括償却資産
 - 甲社は取得価額が20万円未満の減価償却資産については、取得時にその取得価額相当額を消耗品費として損金経理するとともに一括償却の適用を受けることとしている。
 - 下記に掲げるものはすべて取得価額が20万円未満のもので、一括償却の適用を受けるものである。
 - (1) 前期取得分取得価額の合計額 660,000円
 - (2) 当期取得分取得価額の合計額 480,000円

〔第二問〕【資料7】

【資料7】 交際費等に関する事項

当期に交際費等として費用処理した金額は9,123,000円であり、次の支出が含まれている。

- ① 取引先とのランチミーティング時に弁当を供与する通常の費用 27,000円
- ② 得意先との懇親会費用
(一次会6名 57,000円、二次会4名 78,000円) 135,000円
- ③ 懇親会の帰りのタクシー代
(得意先分22,000円、従業員分18,000円) 40,000円
- ④ 経営方針発表会後に社内の役員のみ(5名)が参加した
打上げ費用 160,000円
- ⑤ 得意先を旅行へ招待した費用
(得意先に対する売上高に比例する基準で支出) 1,920,000円
- ⑥ 上記以外の租税特別措置法第61条の4第6項に規定する
接待飲食費に該当する支出 1,800,000円

●実力完成答練 第3回〔第二問〕【資料3】

【資料3】 交際費に関する事項

(1) 当期の交際費勘定として損金経理されている金額12,000,000円の中には、次のものが含まれている。これら以外は、すべて租税特別措置法第61条の4に規定する交際費等に該当する。

- ① 取引先との接待飲食代で、1人あたり1万円以下のもの 200,000円
- ② 取引先との接待飲食代で、1人あたり1万円超のもの 2,300,000円
- ③ 中元・歳暮として飲食物を取引先に贈答した費用で、
単価3,000円のもの 600,000円
- ④ 来客との打合せに飲食物を供与するために要した費用で、
通常要するもの 120,000円
- ⑤ 令和7年4月3日実施のゴルフ接待費用を前払いしたもの 150,000円

(2) 当期に売上高に比例して売上割戻しを行ったことにより売上割戻し勘定として損金経理されている金額は1,700,000円であり、その内訳は、次のとおりである。なお、これらはすべて得意先に対するものである。

- ① ゴルフボール(単価2,500円)を交付した費用の額 180,000円
- ② 得意先を旅行に招待した費用の額 300,000円
- ③ 金銭を交付した金額 1,220,000円

(3) 仮払金として資産計上されている金額100,000円は、令和7年3月31日に得意先を接待した際の費用であり、その内訳は、1人あたり30,000円の飲食費用90,000円と当該得意先を招待するにあたって要したタクシー代10,000円である。

●実力完成答練 第4回〔第二問〕

5. 交際費等に関する事項

(1) 当期の損益計算書に計上されている「交際費」勘定の金額は9,640,000円であり、その内訳は次のとおりである。

- ① 令和6年10月1日の得意先とのゴルフ(参加者4名)に要した費用(すべて甲社が負担している。)
イ プレー費用 62,000円
ロ プレー途中の昼食代 10,000円
- ② 令和6年12月10日の得意先との食事に要した費用(すべて甲社が負担している。)
イ 一次会(参加者4名)の食事代 40,000円
ロ 二次会(参加者5名)の食事代(一次会とは異なる業態の飲食店を利用している。) 60,000円
- ③ 前期に接待供応した費用について仮払金として処理していたものを当期に消却した額 120,000円
- ④ 上記のほか、得意先を接待するために要した飲食費で1人当たり10,000円を超えるもの 4,400,000円
- ⑤ その他、租税特別措置法第61条の4に規定する交際費等で飲食費以外のもの 4,948,000円

〔第二問〕【資料8】

【資料8】 欠損金に関する事項

当期における欠損金の控除前所得金額は26,483,000円であり、過去事業年度において生じた欠損金控除前の所得金額又は欠損金額は次のとおりである。なお、当社は過去において欠損金の繰戻し還付の規定の適用を受けた事実はない。

期	事業年度	所得金額 又は欠損金額
30期	平成26年4月1日～平成27年3月31日	△68,100,000円
31期	平成27年4月1日～平成28年3月31日	△3,650,000円
32期	平成28年4月1日～平成29年3月31日	△12,723,000円
33期	平成29年4月1日～平成30年3月31日	△13,377,000円
34期	平成30年4月1日～平成31年3月31日	△6,911,000円
35期	平成31年4月1日～令和2年3月31日	7,206,000円
36期	令和2年4月1日～令和3年3月31日	22,496,000円
37期	令和3年4月1日～令和4年3月31日	32,375,000円
38期	令和4年4月1日～令和5年3月31日	△8,600,000円
39期	令和5年4月1日～令和6年3月31日	10,977,000円

●全国公開模試〔第二問〕【資料5】

【資料5】 欠損金に関する事項

(1) 甲社の過年度の所得金額又は欠損金額は次のとおりである。なお、所得金額は、繰越欠損金の控除前の金額(別表4の差引計の金額)である。

期	事業年度	所得金額 又は欠損金額
第1期	令和2.4.1～令和3.3.31	△5,680,000円
第2期	令和3.4.1～令和4.3.31	△772,000円
第3期	令和4.4.1～令和5.3.31	△955,000円
第4期	令和5.4.1～令和6.3.31	941,000円

(2) 第5期の繰越欠損金控除前の所得金額(別表4の差引計の金額)は2,275,000円である。